

大川市議会第5回定例会会議録

平成30年12月14日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防	長	田	中	嘉親
人	事	秘	書	課	長	馬
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古賀
						収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長	石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長	岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記	山 本 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第77号 主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定を求める意見書の提出について

議案第78号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出について

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第77号、第78号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。本日は議会の最終日でございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思います。

議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第61号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は、案件の内容から勘案し、一括して審査を行いましたので、一括して御報告を申し上げたいと思います。

説明によりますと、両議案とも、人事院が8月10日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関し勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても所要の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、議案第60号関係では、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、年3.30月分から3.35月分に0.05月分の引き上げを行うものであります。具体的には平成30年12月支給の期末手当の支給割合について、1.725月分を1.775月分に改正し、また平成31年4月以降に支給する期末手当の支給割合については、6月期、12月期ともに1.675月分と同じ支給割合に改正するものであります。

議案第61号関係では、月例給の改正については、行政職給料表及び消防職給料表を平均0.2%程度の改正を行うものでありまして、初任給については1,500円、若年層については1千円、それ以外の職員については400円の引き上げを行うものであります。期末勤勉手当の支給月数につきましては、一般職員は年4.40月分から4.45月分に引き上げ、再任用職員は年

2.30月分から2.35月分に0.05月分の引き上げを行うものであります。具体的には平成30年12月支給の勤勉手当の支給割合について、一般職員は0.90月分を0.95月分に改正し、再任用職員は0.425月分を0.475月分に改正するものであります。また平成31年4月以降に支給する期末勤勉手当の支給割合については、一般職員は6月期、12月期ともに期末手当1.30月分、勤勉手当0.925月分に改正し、再任用職員は6月期、12月期ともに期末手当0.725月分、勤勉手当0.45月分に改正するものであります。宿日直手当についても4,200円から4,400円に引き上げを行うものであります。

委員会では、人事院勧告に基づいて給与改正を行っているということだが、本市の地場産業の厳しい状況を理解しているのかたまたましたところ、本市の景気が余りよくないことは承知しているが、給与改正に当たっては、国から人事院勧告を参考にしながら取り組むよう指導もあっている。また、現在職員採用試験に応募が少ない状況であり、優秀な職員を確保する上でも、近隣市並みに改正したい旨の答弁がなされました。

委員会では、近隣市並みと言われるが、近隣市と比較して大川市職員の給与水準はどうかたまたましたところ、各自治体若干の違いはあるものの、近隣市も本市と同じように基本的には人事院勧告に基づき、国家公務員給与に準じた取り扱いをしている旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、行政の一番の目的は費用対効果である。市民の皆さんに努力している姿を見ていただき、胸張って給与がいただけるように目標を立て頑張っていたいただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、慎重に審査を行い、採決の結果、2議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第68号 平成30年度大川市一般会計補正予算を御報告いたします。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であり、各款に計上する人件費は、職員の給与改定及び異動等に伴い調整しようとするものであります。

総務費につきましては、国県支出金等過年度分返還金88,035千円が計上されております。

民生費につきましては、障害者自立支援給付費26,990千円、年金システム改修業務委託料918千円、障害児童発達支援給付費23,000千円、保育所等整備事業費補助金16,058千円が計上されております。

衛生費につきましては、福岡県南広域水道企業団第2期拡張事業費等負担金300千円が計

上されております。

農林水産業費につきましては、農業振興対策事業費補助金239千円、農地集積・集約化対策事業費補助金1,986千円、経営所得安定対策等推進事業費補助金267千円、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金2,173千円が計上されております。

土木費につきましては、下水道事業特別会計繰出金9,276千円が計上されております。

教育費につきましては、小・中学校のブロック塀等の安全対策工事費6,010千円が計上されております。

災害復旧費につきましては、漁港施設に係る災害復旧工事費15,000千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は166,521千円となっておりますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当するとのこととなります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額を変更するとのこととなります。

委員会ではまず、3款2項2目児童措置費の保育所等整備事業費補助金の内容等についてただしましたところ、大川保育園の建て替えに伴う補助金と三又幼稚園の大規模改修に対する補助金である。また補助割合については、大川保育園は国3分の2、市12分の1で、三又幼稚園は国、県、市がともに4分の1で、両園とも事業者の負担は4分の1となっている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、6款1項3目農業振興費の農地集積・集約化対策事業費補助金で、本市の現状及び実態についてただしましたところ、農地を中間管理機構に預ける地域に対する支援と農業をリタイアする農業従事者が中間管理機構に農地を貸し付ける場合に対する補助金である。農地集積については、7割程度で福岡県内では大幅に進んでいる状況にある。集約化については、これから推進を図っていききたい旨の答弁がなされたところでございます。

関連で、用途地域内の農地は対象になるのかただしましたところ、農業振興地域の青地及び白地の農地が対象であり、用途地域内の農地は対象とならない旨の答弁がなされました。

委員からは、用途地域内にも荒廃した農地があり、農業をリタイアする方はおられるので、大川市内全体の土地が有効に活用できるよう行政として配慮していただきたい旨の要望がなされたところでございます。

次に、11款1項1目漁港施設災害復旧費で、災害復旧工事の内容についてただしましたところ、大野島の荷揚げ場棧橋の改修工事で、既存の棧橋のワンスパンだけを取り外し、その下の応急工事箇所を撤去を行い、矢板で基礎を打った後にブロックで立ち上げ、最後に棧橋を戻すという工事を行う旨の答弁がなされました。

また委員会では、設計のやり直し等の説明があつたが、無駄な経費を出さないように立派な施設をつくっていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、慎重に審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを報告いたします。

説明によりますと、久留米広域市町村圏事務組合において、共同処理する消防に関する事務に大川市に係るものを追加し、久留米広域市町村圏事務組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成30年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、水落常志君。

○文教厚生委員長（水落常志君）（登壇）

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、福岡県人事委員会が9月19日に県議会及び県知事に対して、県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、県費負担教職員に準じて、市費負担教職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、福岡県人事委員会勧告に基づき、県費負担教職員の給料表の改定が行われるので、本市条例の別表の改正を行うものである。給与の改定に当たっては、本年4月分の給与の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるものであり、4月に遡及して実施する必要がある。なお、本年の国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告において、特別給である勤勉手当の改定が勧告されているが、市費負担教職員の勤勉手当については、大川市職員の給与に関する条例の規定を準用して支給すると規定されているとのことであります。

委員会では、別表には1号給から59号給までであるが、採用される教職員に適用される号給の基準についてただしたところ、短期大学卒業者は1号給、大学卒業者は11号給以降の号給を適用することとなっており、採用前の職の前歴についても勘案して号給を適用している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第69号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、国県支出金等過年度分返還金について、74,617千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,879,617千円とするものであります。これらの財源といたしましては県支出金及び繰入金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算及び議案第71号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うものでありますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第70号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、185千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ569,185千円とするものであります。

次に、議案第71号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、2,460千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,996,221千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第70号及び議案第71号の両議案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 大川市下水道施設整備基金条例を廃止する条例の制定について及び議案第65号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の制定については、関連しておりますので一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、3議案ともに平成31年4月1日から下水道事業に地方公営企業法が一部適用されることに伴い、関係規定の整備を行うため、所要の条例の改廃及び制定を行おうとするものであります。

まず、議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、下水道事業特別会計を削除し、付則に経過措置について追加するものであります。

次に、議案第64号 大川市下水道施設整備基金条例を廃止する条例の制定については、平

成31年4月1日から設置する大川市下水道事業会計へ基金を繰り入れ充当することで下水道施設整備基金の活用が終了するため、廃止するものであります。

次に、議案第65号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の制定については、地方公営企業法第4条の規定に基づき、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項等を条例で定めるものであります。

委員会では、下水道施設整備基金を下水道事業会計へ繰り入れすることにより、一般会計からの繰入金ができるのかただしたところ、試算はしていないが、基金残高である10,000千円程度減額できると考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第63号、議案第64号及び議案第65号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、大川市下水道条例第8条の指定工事店の指定基準の要件について、大川市暴力団排除条例に基づき、暴力団もしくは暴力団員、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除の条文を追加するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、水道事業の業務に関し、議会の議決を要する損害賠償の額について、地方公営企業法の適用を予定しております下水道事業との整合性を図るため、文言の整理を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第72号 平成30年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、消費税納付額の不足に要する経費を9,276千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ919,276千円にしようとするものであります。

委員会では、下水道事業特別会計に消費税の補正納付額が挙げられている理由についてただしたところ、平成29年度から平成30年度にかけて実施した龍代ポンプ場の工事において、平成29年度中に74,000千円の前払い金を支出しており、それを含めて平成29年度分の消費税の申告を予定していたが、税務署との協議の中で、工事の完了検査がなされておらず、引き渡しを受けていない分の申告については、平成29年度分の消費税の申告対象外との指摘を受け、確定申告をしたところ、当初予定していた平成29年度分の消費税納付額が増額することとなり、また、それに伴い、当初予定していなかった中間申告の納付に伴う納付消費税額の不足を補う必要がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号 平成30年度大川市上水道事業会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うため、1款1項営業費用を6,540千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を74,250千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、向島地区の1路線であります。

説明によりますと、新たに認定予定の若津町通り線は、県道水田大川線の北側、向島地区の若津町に位置し、この県道と国道208号を結ぶ県道本町新田大川線の一部区間となり、延長は442.7メートル、幅員は5メートルから17.1メートルであります。

この路線は、福岡県において都市計画道路堤上野線の県道水田大川線から国道208号までの区間の整備を行い、その区間の新県道としての供用開始にあわせ、旧県道として県から大川市に移管されることになるため、県との協議に基づき市道として認定するものであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 大川市下水道施設整備基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成30年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成30年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時8分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日お手元に配付のとおり、本市議会議員内藤栄治君外4名から、議案第77号 主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定を求める意見書の提出について並びに議案第78号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出についての議案2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告を申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第77号並びに議案第78号の2件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、さきの議員協議会において協議をいただいたとおり、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから、ただいま議題としております議案第77号並びに議案第78号について質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第77号 主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定を求める意見書の提出に

ついてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

16番平木一郎君、17番岡秀昭君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る3日に招集されて以来、議員各位の熱心な審議、また、執行部の温かい配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

本年を顧みますと、去年の九州北部豪雨の被害が癒やされる間もなく、西日本の広範囲での豪雨、大阪や北海道での地震、さらに、たび重なる台風の襲来と、全国を予期できない自然災害が駆け抜けた一年でありました。被害に遭われた皆様には、一日も早い復興を願うものであります。

また、これからの日本や海外を見てみますと、中国や米国との経済問題、ロシアとの北方領土問題、4月には統一地方選挙、5月には元号が改まり、10月には消費税率引き上げと、一つ一つが重大事であります。こうした山積する課題を乗り越え、再来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国の基盤が確固たるものになることを願っております。

大川市においては、再来年には、2つの統合中学校の開校を控え、校舎建築工事が着々と進められております。また、基幹産業の振興やイメージアップもしっかりと進められておまして、市民一人ひとりにとって、住みやすく、誇りの持てる大川市に向かって、着実な歩みを期待するものであります。

大川市議会においても、議員各位の御理解と御協力により、長年の懸案の一つでありまし

た議会基本条例を6月議会において制定することができました。

これを契機として、本市議会のより一層の活性化、また、市民の皆様にわかりやすい議会の形成に向けて、議員各位の力を結集し、鋭意取り組んでまいりますので、引き続き来年も皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も余すところ、残りわずかとなりました。皆様におかれましては、お体を御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますよう、また、来年が災害のない平穏な一年となりますよう、心から御祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

なお、ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。

○市長（倉重良一君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました全ての議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜りましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、審議の過程におきまして、議員の皆様から賜りました御助言、御意見等につきましては、拝聴の上、市政運営に活かしてまいりたいというふうに考えております。今後とも、議員の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

来年は、今上陛下が御退位をされ、皇太子殿下が新しく天皇に即位される年でもございます。議長の御挨拶にもありましたが、何よりも平穏な年であること、そして、新しい時代にチャレンジをしてまいりたいというふうに思っております。

議員各位におかれましては、どうぞよいお年をお迎えくださいますように心からお祈りを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて平成30年第5回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員